



基 業 発 第 196 号
平成 14 年 12 月 10 日

都道府県基金幹事長 殿

基金本部業務管理部長

診療報酬請求に係る老人被爆者一部負担金等の請求について

老人被爆者に係る医療に関する費用の取扱いについては、「老人被爆者に係る医療に関する費用の取扱いについて」（昭和 58 年 1 月 13 日衛発第 23 号）通知により、国が一部負担金又は基本利用料（以下「一部負担金等」という。）に相当する額を当該医療機関等に支払うことから、医療機関等は、医療に関する費用相当額を請求書の所定欄に記載して審査支払機関に請求することとされております。

しかし、平成 14 年 10 月に診療報酬請求書等の記載要領が一部改正され、老人保健の外来分診療報酬明細書（在給診等を除く。）は「一部負担金額」欄に一部負担金額の記載を要しないこととされたことで、10 月診療分の診療報酬請求書「備考」欄に老人被爆者に係る一部負担金等が記載されていない事例があることから、本件について厚生労働省に照会し別添のとおり回答を得ましたので、記載されていない医療機関等がある場合には次月以降記載して請求するよう連絡願います。

なお、この件については、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会に連絡し了解を得ていることを申し添えます。

【疑義照会】

診療報酬請求書の記載において、在総診等を算定した明細書とそれ以外の明細書についてはそれぞれ別の欄に件数等を記載していますが、老人被爆者の診療報酬請求書「備考」欄への記載は、次のような請求の場合、記載方法①から③のいずれで記載しますか。

(請求件数 3 件)		日数	請求点数	「一部負担金額」欄
老人被爆外来 9 割 (在総診算定)	1 件	2 日	521 点	520 円
老人被爆外来 9 割	1 件	2 日	621 点	負担金記載なし
老人被爆外来 9 割 (在総診算定)	1 件	2 日	621 点	620 円
記載方法①	… 老人被爆 3 件	6 日	記載しない	
記載方法②	… 老人被爆 3 件	6 日	1,140 円	
記載方法③	… 老人被爆 3 件	6 日	1,761 円	[※520 円+621 円+620 円]

(回答)

平成 14 年 10 月の健康保健法等の一部改正に伴って、診療報酬請求書等の記載要領が平成 14 年 9 月 27 日保医発第 0927005 号をもって一部改正され、老人保健の外来分明細書 (在総診等を除く。) には「一部負担金額」欄に一部負担金額の記載を要しないことになっているが、老人被爆者については、「老人被爆者に係る医療に関する費用の取扱いについて」(昭和 58 年 1 月 13 日衛発第 23 号) により、国が一部負担金又は基本利用料 (以下「一部負担金等」という。) に相当する額を当該医療機関に支払うことから、医療機関は、医療に関する費用相当額 (※一部負担金等) を請求書の所定欄に記載して審査支払機関に請求するものとされているので、請求書の備考欄に記載していただくことになる。

従って、記載方法③によらねたい。

【請求書備考欄】

区 分	件数	日数	一部負担金	控除額	食事 件数	食事 日数	食事療養 の金額	標準負担額 (公費分)
43(老人被爆)	3	6	1,761					

なお、在総診等を算定した明細書とそれ以外の明細書について別に請求書を作成している場合は、次のとおりとなる。

在総診等を算定した明細書の請求書[請求書備考欄]

区 分	件数	日数	一部負担金	控除額	食事 件数	食事 日数	食事療養 の金額	標準負担額 (公費分)
43(老人被爆)	2	4	1,140					

在総診等以外の明細書の請求書[請求書備考欄]

区 分	件数	日数	一部負担金	控除額	食事 件数	食事 日数	食事療養 の金額	標準負担額 (公費分)
43(老人被爆)	1	2	621					